

資格審査委員会の設置及び運営に関する細則

令和3年2月25日

(目的)

第1条 この細則は、日本胎児心臓病学会会員規定第3条に規定する資格審査委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格審査委員会の任務)

第2条 資格審査委員会は、日本胎児心臓病学会会員の入会および復会に関する可否を審査する。

(資格審査委員会の委員の指名)

第3条 理事長は資格審査委員会の委員長として、理事1名を指名する。委員長は、代議員の中から委員を2名指名し、合計3名で委員会を構成する。

第4条 資格審査委員会の委員の任期は、資格審査委員会設置の日から次期資格審査委員任命までとする。

(会議)

第5条 資格審査委員会の会議(以下「会議」という。)は、原則として非公開とする。

2 会議は、委員長がこれを召集する。(電子媒体を用いた会議でも可とする。)

3 会議の議長は、委員長をもって充てる。

4 会議の議事は、委員総数の過半数で決する。この場合において、委員長は、委員として議決に加わる権利を有する。

5 前項の場合において、可否同数のときは委員長が決する。

(職務)

第6条 資格審査委員会は、入会および復会の可否については、定款5条および会期規定に則り行い、理事会および代議員会へ審査結果を報告する。

附則 この細則は、令和3年2月26日から施行する。